

安全保障理事会決議 2098 (2013)

2013年3月28日、安全保障理事会第6943回会合にて採択

安全保障理事会は、

コンゴ民主共和国 (DRC) に関する安保理の従前の諸決議および安保理議長諸声明、特に安保理決議 2078 (2012)、2076 (2012)、2053 (2012)、1991 (2011) および 1925 (2010) を想起し、

安保理決議 2086 (2013) を想起した当事者の同意、中立性および自衛並びに職務権限の防衛を除くほかの武力の不行使を含む、平和維持活動の基本原則を再確認し、そして各平和維持活動の職務権限は、関係国の必要性和状況に特有であることを認識し、

DRC の主権、独立、統一および領土保全に対する安保理の強い公約を再確認した不干渉、善隣および地域協力の原則を十分に尊重する必要性を強調し、

東部 DRC が、コンゴ人と外国人双方の武装集団によるくり返される紛争と執拗な暴力のサイクルに悩み続けてきたことに留意し、そしてこれらのくり返される暴力のサイクルに終止符を打つため紛争の根本原因に対処する必要性を強調し、

東部 DRC の平和と安全を回復するための、国際連合事務総長、大湖地域国際会議 (ICGLR)、南部アフリカ開発共同体 (SADC) およびアフリカ連合 (AU) の努力を歓迎し、

その保証者、すなわち国際連合事務総長、AU 委員会委員長、SADC 議長および ICGLR 議長の後援の下、2013年2月24日のアディス・アベバにおける、コンゴ民主共和国および同地域のための平和、安全および協力枠組 (以下「PSC 枠組」とする) の署名を歓迎し、

事務総長による、大湖地域担当事務総長特使としてのメアリー・ロビンソン大統領の指名を更に歓迎し、

3月23日運動（M23）および他のコンゴ人並びに外国人武装集団の安定を損なっている現行の活動の故に、北キブにおける安全および人道的危機についての安保理の深い懸念をくり返し表明し、また南キブとカタンガにおける安全と人道的状況を悪化させることについてのその悪影響に懸念を表明し、

決議2076（2012）に違反してゴマの町の直ぐ近くでのM23の存在が与えている脅威並びにM23および他の武装集団による国際人道法の重大な違反や人権侵害の継続についての安保理の深い懸念を表明し、

武力紛争の状況におけるレイプや他の性的暴力の形態の様式に責任を有する当事者の一覧表を含む事務総長報告書S/2013/149に留意し、

事務総長報告書S/2013/96に更に留意しそして部隊の増援、戦略的な助言および装備や物資の供給を含む、M23に対するいかなるまたあらゆる外部支援についても安保理の強い非難をくり返し表明し、

M23、ルワンダ解放民主軍（FDLR）および他のコンゴ人並びに外国人武装集団を原因とする東部DRCの国内避難民およびそこからの難民の数が増えていることに関して深い懸念を表明し、

北キブにおける自由と主権コンゴのための愛国同盟（APCLS）および民主同盟軍（ADF）、カタンガ州におけるマイ・マイ・ゲデオンおよびマイ・マイ・カタ=カタンガ、オリエンタル州における神の抵抗軍（LRA）を含む、他の武装集団の増加した活動からも一部生じている東部DRC中の高められた不安定に安保理の懸念を表明し、そしてルワンダ領でのFDLRによる攻撃のルワンダの報告に懸念を更に表明し、

S/PRST/2012/28、S/PRST/2012/18 および S/PRST/2011/21 を含む、中部アフリカ地域およびLRAに関する安全保障理事会議長諸声明を想起し、LRAに対する戦いにおいて国際連合コンゴ民主共和国安定化ミッション（MONUSCO）により行われてきた重要な現行の取組を賞賛し、AU・地域作業部会の更なる努力を奨励し、そして関連する国連機関、AU・地域作業部会地域部隊およびLRAの脅威と取り組んでいる非政府組織の間の更なる協力と情報共有を促し、

紛争における全ての当事者に対し、人道支援関係者の不偏性、独立性および中立性を尊重することを

求める。

とりわけ東部 DRC における一般住民に重大に影響し続けている人道状況と絶え間ない激しい暴力および虐待並びに国際法違反に引き続き非常に懸念し、文民を対象を特定した攻撃、広範な性的やジェンダーに基づく暴力、紛争の特定の当事者による子どもの勧誘と使用、相当な数の文民の移送、裁判外の処刑および恣意的な逮捕に関与した者をとりわけ非難し、そして DRC における安定、再建および開発の努力へのそれらの有害な影響を認識し、

女性、平和および安全に関する安保理諸決議 1325 (2000)、1820 (2008)、1888 (2009)、1889 (2009) および 1960 (2010)、武力紛争下の文民の保護に関する安保理諸決議 1265 (1999)、1296 (2000)、1674 (2006)、1738 (2006) および 1894 (2009) 並びに子どもと武力紛争に関する安保理諸決議 1612 (2005)、1882 (2009)、1998 (2011) および 2068 (2012) を想起し、

コンゴ治安機関に対する人権、子どもの保護および性的並びにジェンダーに基づく暴力からの保護の訓練を提供する MONUSCO および国際的な協力機関の取組を歓迎しまたその重要性を強調し、

報告によればコンゴ民主共和国軍 (FARDC) の兵士により行われた 2012 年 11 月のミノヴァおよびその周辺の村での大量のレイプを非難し、コンゴ当局によりその後行われた捜査と逮捕に留意し、そして国際人道法違反または人権侵害に対して責任を有する全ての者、適切な場合には子どもに対する暴行や虐待および性的並びにジェンダーに基づく暴力に関与した者が、迅速に身柄を拘束され、訴追されそして責任を問われることを求め、

同国における残虐行為に責任を有する者の責任を問うという DRC 政府の誓約を歓迎し、DRC 政府の国際刑事裁判所 (ICC) との協力に留意しそして同国においてまたこの目的のため地域的なおよび国際的な協力で戦争犯罪および人道に対する罪に責任を有する者の責任を問うことを積極的に求めることの重要性を強調し

国際的な刑事司法制度の積極的な措置として並びに東部 DRC における平和と安全の回復に向けた 2013 年 3 月 22 日のボスコ・ンタガンダの ICC への引渡を歓迎しそしてボスコ・ンタガンダの訴追のために必要不可欠であった、その協力に対して関係する全ての政府並びに ICC への安保理の感謝を表明

し、

安全保障理事会により指定された個人を含む、多数の M23 の戦闘員が 2013 年 3 月 18 日に DRC からルワンダに逃げたことに留意し、ルワンダ政府に対し、関連する国連および国際機構の援助を得て、これらの戦闘員が永久に動員解除されそして関連する国際法に従ってその中の子どもと女性に特別の注意を含んで取り扱われることを確保し続けることを奨励し、そして決議 2078 で更新された、1533 制裁体制の下での加盟国の義務を想起し、

事務総長が、2012 年 1 月に、安保理に対し、ジェノサイド、戦争犯罪、人道に対する罪または人権および国際人道法の重大な違反に対する責任の解除に対するどんな支持も拒否することを奨励したことに留意し、

DRC 政府が、同国における安全、文民の保護、国民和解、平和構築および開発に対する主要な責任を負っていることを強調し、そして DRC 政府に対し、PSC 枠組の履行および専門的な、責任のあるそして持続可能な治安部隊の迅速な設立、コンゴの市民行政の展開、とりわけ警察、司法および領域行政並びに法の支配の設立と人権尊重を通して一般市民を守ることに引き続き十分に全力を傾け続けることを促し、

軍の改革が 2013 年のコンゴ政府にとっての主要な優先課題を構成することとなるということを DRC 大統領、ジョセフ・カビラが示唆した 2012 年 12 月 15 日と 31 日の同大統領声明についてこれに関連して留意し、そして DRC 政府に対し、必要な資源の割り当てと優先的な改革に対する同政府からの継続的な約束を要求する、迅速対応部隊の創設と支持を含む治安部門改革、包括的な武装解除、動員解除および社会復帰（DDR）および動員解除、帰還、社会復帰および再定住（DDRRR）計画の策定、並びに治安および司法部門のための行程表の策定に対する同政府の約束を支持することを求め、

MONUSCO と十分に協力するという全ての当事者に対する安保理の求めと平和維持要員に対するいかなるまたあらゆる攻撃についての安保理の非難をくり返し表明し、そのような攻撃に責任を有する者は責任を問われなければならないことを強調し、そして MONUSCO の平和維持要員に対する攻撃を計画し、資金を提供しまたは参加した個人および団体に対する決議 2078（2012）の第 3 項で定められた制裁措置を延長する安保理決定を想起し、

国連現場安全取極を強化しそして全ての軍事派遣部隊、警察官、軍事監視員そして特に非武装監視員の安全を改善するために必要とみなされるあらゆる措置を講じるという事務総長への安保理の求めをくり返し表明し、

DRC および大湖地域に関する事務総長特別報告書 S/2013/119 および ICGLR により当初考えられた考えに基づきそして SADC により支持された、MONUSCO 内の「介入部隊」の創設に関するものを含み、そこに含まれたその勧告に留意し、

MONUSCO の職務権限を履行するその能力を改善するための提案についての事務総長からの 2012 年 12 月 27 日付け書簡 (S/2013/43) および 2013 年 1 月 22 日の安保理議長からの返書 (S/2013/44) を想起し、

MONUSCO の著しい犠牲を認識しそして DRC における平和と安定を改善するためのその努力に対し謝意を表明し、

MONUSCO の職務権限の履行に対するいかなる脅威も阻止しているその重要性を強調し、

恒久的な平和と安全を求める包括的な戦略に対する MONUSCO の貢献を歓迎し、MONUSCO が早期の平和構築に果たした貢献に感謝しつつ留意し、そして MONUSCO の活動が、紛争後の平和構築、武力紛争の再発防止および持続可能な平和と発展に向けた進展を促進するようなやり方で実施されるべきことを強調し、

長期間の文民に対する脅威を減らすため PSC 枠組の完全な且つ緊急の実施の重要性を強調し、安全の課題に対処し PSC 枠組の第 5 項において表明されたように DRC 政府の国家権力を拡大することを DRC 政府に可能にするため、DRC 政府に対する支援を強化する MONUSCO の必要性に留意し、そして同地域における紛争の原因に終止符を打つための包括的な和平過程の必要性を認識し、

DRC における事態が、同地域における国際の平和と安全に対する脅威を構成し続けていることを認定し、

国際連合憲章第7章にもとづいて行動して、

1. DRC と同地域に対する PSC 枠組の 2013 年 2 月 24 日の署名を歓迎した東部 DRC と同地域の長期の安定のためのこの合意の重要性を強調する。

2. PSC 枠組の署名国が、誠実にその公約を十分に履行することを要求する。

3. (i) 定期的に会合しそして PSC 枠組の下での地域的な公約の履行における進展を再検討する PSC 保証者の周旋で同地域の指導者が関与している地域的な“11+4”監視制度および (ii) DRC の改革のための公約の実施を共に行いそして監督するための国内監視制度、の迅速な設立をこれに関連して奨励する。

4. 新しく指名された大湖地域担当特使に対し、DRC 担当特別代表と調整してまた適切な支援を得て、達成条件および適切なフォローアップ措置の迅速な設立を含む、添付文書 A に定められた、PSC 枠組の下での国のおよび地域の約束の履行を指導し、調整しそして評価することを求め、そして PSC 枠組を構築しつつ、大湖地域担当特使に対し、紛争の基本的な根本原因に対処する全ての関連利害関係者を含む包括的な政治過程を主導することを奨励する。

5. DRC 担当特別代表に対し、大湖地域担当特使と協力して、添付文書 B に定められた、DRC における PSC 枠組の下での国の約束の履行を支援し、調整しそして評価することを求める。

6. 大湖地域担当特使の同地域への最初の訪問の結論の後でそしてその後は定期的に、並びに下記第 34 項に言及された事務総長報告書を基礎として、同地域における PSC 枠組の履行の関連する達成条件と適切なフォローアップ措置に対する進展を再検討する安保理の意図を表明し、そして PSC 枠組に定められた約束を遵守していない何らかのまたは全ての当事者がいる場合には、必要に応じて、適切な措置を講じる安保理の意図を更に表明する。

7. ゴマの直ぐ近くに M23 の継続的な駐留および北キブに違法な並行行政を設立するその試みを強く非難し、M23 があらゆる形態の暴力および安定性を損なっている活動を直ちに止めることまたその構

成員が迅速且つ永続的に解散しそしてその武器を放棄することを要求し、またゴマおよび北キブにおける DRC の政府の国家権力の回復を求める。

8. M23、FDLR、ADF、APCLS、LRA、国民解放勢力（FNL）様々なマイ・マイ集団そして他の全ての武装集団および即決処刑、性的およびジェンダーに基づく暴力そして大規模な子どもの勧誘と使用を含む、彼らの継続している暴力と人権侵害を強く非難し、全ての武装集団が、あらゆる形態の暴力と安定性を損なっている活動を直ちに止めることまたその構成員が迅速且つ永続的に解散しそしてその武器を放棄することを要求し、そして人権侵害および国際人道法違反に責任を有する者が責任を問われることまた FARDC または他の国家治安部隊の構成員への統合の資格を有すべきでないことをくり返し表明する。

9. DRC における MONUSCO の職務権限を 2014 年 3 月 31 日まで延長することを決定し、DRC に関する事務総長特別報告書の勧告および MONUSCO に関する大湖地域における事務総長特別報告書の勧告に留意し、そして 1 年の初動期間と承認された部隊上限 19,815 名以内で、特別な原則でまた前例を作ることもまたは平和維持活動の合意された原則を害すること無しに、MONUSCO が、MONUSCO 軍司令官の直接の指揮の下、下記第 12 項 (b) に定められたように武装集団を無力化することについての責任と東部 DRC における国家権力と文民の安全に対する武装集団により与えられた脅威を減らすことおよび安定化活動のための場所を作ることに貢献する目的をもった、ゴマに本部を置く、3 歩兵大隊、1 砲兵隊および一つの特設部隊並びに偵察中隊で特に構成する「介入部隊」を含むものとすることを決定する。

10. 介入部隊が、明確な出口戦略を有することおよび安保理が、介入部隊の実績と安全防護対策、その主権並びに領土保全に対し主要な責任を持っている DRC が、PSC 枠組の下でのその公約を実行することにおいて十分な進展を行ったかどうか、並びに介入部隊の目的を達成する為の責任を引き継ぐことができるコンゴの「迅速対応部隊」の創設に対する国の治安部門改革行程表の制定と実施に照らして、介入部隊の継続的駐留を審議することを決定する。

11. MONUSCO とその職務権限の将来の再編成は、現場における状況の展開を基礎としてまた、以下の目的に向けた進展の DRC 政府と PSC 枠組の他の全ての署名国による実施の文脈において決定されるべきことを決定する。

(a) コンゴの司法制度および治安組織により効果的に管理されることができる水準までの介入部隊による作戦を通したものを含む、コンゴ人のまた外国人武装集団により与えられた脅威、性的およびジェンダーに基づく暴力を含む文民に対する暴力そして子どもに対する暴力の削減。

(b) 紛争の影響を受けた地区における機能的な国家治安制度の設立を通したまた適切な政治的場、人権の遵守および信頼に足る選挙過程を含む、不安定の危険を減らす強化された民主的秩序を通した安定。

12. MONUSCO が、上記第 11 項に詳述された目標の遂行において、その軍事部門を通して、以下の任務を遂行するため、その通常部隊および適切な場合にはその介入部隊を通して、あらゆる必要な措置を講じることを承認する。

(a) 文民保護

(i) 紛争に関与した如何なる当事者から生じた暴力の文脈において、作戦地区内で、避難民および難民キャンプに集められた文民を含む、差し迫った暴力の脅威の下にある文民、人道要員および人権擁護者の効果的な保護を確保し、そしていかなる軍事作戦の前、最中またその後の文民に対する危険を和らげる。

(ii) 国際連合要員、施設、設備および装備の保護を確保する。

(iii) 文民に対する脅威を特定しまたあらゆる形態の性的およびジェンダーに基づく暴力並びに子どもに対する深刻な違反を含む、国際人道法の違反と人権に対する虐待と暴行から文民を保護することを確保する既存の対応計画を実施するため DRC 政府と協働し、そして MONUSCO に対し、関係する子ども保護が MONUSCO の活動の全ての作戦および戦略的側面に統合されることを確保しまた決議 1960 (2010) で求められた紛争関連性的暴力に関する監視、分析並びに報告取極の履行を加速しそして紛争関連性的暴力の要望と対応に関する誓約を追求するため紛争当事者と関与する女性保護アドバイザーを雇用することを要請する。

(b) 介入部隊を通して武装集団を無力化すること

DRC の当局の支援を得て、情報収集と分析を基礎として、そして文民を保護しまた軍事作戦の前、最中およびその後の危機を和らげる必要性を考慮しつつ、単独または FARDC と合同のいずれかで、強固で、高度に機動性がありまた汎用性のあるやり方でそして国際人道法を含む国際法と非国連部隊に対する国連支援についての人権の適切な評価政策を厳格に遵守して、全ての武装集団の拡大を防止し、同集団を無力化しそして東部 DRC における国家権力と文民の安全に対する武装集団により与えられた脅威を減らすことの目的に貢献しまた安定化活動のための場所を作るために同集団を武装解除するために、上記第 9 項および第 10 項に言及された介入部隊を通して対象を特定した攻撃作戦を実行する。

(c) 武器禁輸の実施を監視すること

決議 1533 (2004) により設立された専門家集団と協力して決議 2078 (2012) の第 1 項に詳述された武器禁輸の実施を監視し、そしてとりわけ 2013 年 1 月 22 日の安保理の書簡で具体化されたように、無人航空システムにより提供される監視能力を用いることにより、DRC におけるその存在が決議 2078 (2012) の第 1 項により課される措置に違反する武器または関連物資を押収し、回収しそして廃棄することを含む、軍事要員、武器または関連物資の DRC 東部国境を通過する流れを注視しまた報告しまた専門家グループと関連情報を共有する。

(d) 国のまた国際的な司法過程への支援の提供

同国において戦争犯罪および人道に対する罪に責任を有するものを逮捕しそして訴追するため、同地域の国家と ICC との協力を通してを含んで、DRC 政府を支援しまた協働する。

13. MONUSCO の文民部門に対して、第 12 項(a)、12 項(c)および 12 項(d)において定められた任務の実施を、適切な場合には、とりわけ支援することを要請する。

14. DRC 担当特別代表に対し、以下の任務を、その周旋を通して、遂行することを求める。

(a) DRC による効果的、包括的そして責任のある治安と司法機関の設立のための国の戦略の迅速な完了と履行を含む、DRC 当局による治安部門改革 (SSR) のより強力な国の主体的取組を奨励しまた加速しそして国際的なまた二国間の協力機関並びに国連システムにより提供される SSR のための支援を調整することにおいて主導的な役割を果たす。

(b) 和解と民主化を更に進めることを目的に全てのコンゴの利害関係者の間の包括的そして透明な政治的対話を促進しまた信頼に足るまた透明な州と地方の選挙の組織を奨励する。

(c) 主要な採鉱活動を管理しそして公平なやり方での東部 DRC の天然資源の摘出と貿易を管理するための効果的な国の民間組織の迅速な設立と定着を奨励する。

15. MONUSCO に対し、UNCT と調整してまた PSC 枠組を履行する国の制度を支援して、その文民部門を通して、以下の任務に対して貢献することを承認する。

(a) 人権侵害および虐待について監視し、報告しまたフォローアップし、そして東部 DRC において国際連合により提供されたなんらかの支援が適切な場合には国際人道法および人権法並びに難民法と一致するものとすることを確保するため国内の国連システムを支援する。

(b) 効果的且つ責任ある治安機関を設立する達成条件および予定を含む明確で包括的な SSR 実施行

程表の策定と完了を可能にするため DRC 政府に対し周旋、助言および支援を提供する。

(c) 第一段階として、専門的な、責任のある、十分に維持されたそして効果的な国の防衛部隊の中核となるべき、精査された、十分に訓練されたそして適切に装備された「迅速対応部隊」の FARDC 内の設立を含む、軍隊の改革のために DRC 政府に対し周旋、助言および支援を提供し、そして、適切な場合にはまた国際的な協力機関と調整して、SSR 行程表により設定された達成条件および予定表の枠内で、MONUSCO の介入部隊から治安責任を可及的速やかに負うための能力を策定すべき「迅速対応部隊」の訓練を支援する。

(d) FARDC の構成員を含む、外国人およびコンゴ人戦闘員が、ジェノサイド、戦争犯罪、人道に対する罪または重大な人権侵害を疑われないための、DDR と DDRRR 全体にかかわる単一の計画を立案するために DRC 政府に対し周旋、助言および支援を提供し、そして、適切な場合には、その計画の実施を支援する。

(e) 安全、国家権力を改善しそして持続可能な社会経済的復興の始まりを可能にする地区に基づく取組を通したものを含む、最低限の持続可能な国家権力と東部 DRC における紛争の影響を受けた地区における支配の確立を支援するため、他の国際的な協力機関と密接に協力して、政府の STAREC と改訂された ISSS に基礎をおいて、DRC 政府に対し周旋、助言および支援を提供する。

(f) HRDDP を遵守して、コンゴ国家警察 (PNC) の大部隊に訓練を提供することに貢献することにより、警察の改革のために DRC 政府に対し周旋、助言および支援を提供する。

(g) コンゴ司法改革戦略に従って、紛争の影響を受けた地区における刑事司法の制度と過程、警察、裁判官および刑務所を策定するための多年度合同国際連合司法支援計画の策定と実施のため DRC 政府に対し周旋、助言および支援を提供する。

(h) 訓練および人権並びに治安部隊の構成要素、とりわけ新しく統合された構成要素により行われた国際人道法違反に関する政府の「ゼロ・トレランス政策」の実施を通したものを含む、人権を促進するためまた刑事責任の免除と戦うため、DRC 政府に対し周旋、助言および支援を提供する。

(i) FARDC による子どもの勧誘と使用および子どもに対する性的暴力を予防しまた終わらせるための迅速なそして強力な行動計画の履行において DRC 政府との協力を続け、また更なる約束を得てそして子どもの勧誘と司法および他の国際人道法違反を終わらせるための期限を定めた計画の策定と実施に向けて活動するため一覧表に掲載された全ての当事者との対話を続ける。

16. MONUSCO の軍事部門に対し、適切な場合には、とりわけ第 15 項(a)、15 項(b)、15 項(c)、15 項(d)および 15 項(i)に定められた任務の履行を支援することを要請する。

17. 事務総長に対し、同ミッション、UNCT および DRC 政府により共有された任務に関する MONUSCO と UNCT との間の現在の労働部門に反映されているマトリックスを伴っているそして MONUSCO の軍事および民間部門に割り当てられた任務を合理化するため、UNCT が比較的有利な点があるかまたは非紛争地区で行われている最大限可能な任務を UNCT へまたは DRC 政府に移管するための、予定表を伴っている、明解な行程表を定めている、詳細な報告書を作成することを要請し、そしてこの報告書の基礎に基づく再検討の下に MONUSCO の職務権限を置く安保理の意図を表明する。

18. MONUSCO が、UNCT と調整して、技術的な選挙支援および地雷除去支援を含む、上記第 12、14 および 15 項に言及されていない適切な任務を、実行可能な限り速やかに UNCT に移管するものとすることを決定し、そして MONUSCO に対し、紛争により影響を受けていない州に及んでいる平和定着計画の採択と実施に向けて UNCT とコンゴ当局と協働し続けることを求め、また MONUSCO に対し、適切な場合には、これらの州における UNCT への任務の移管を続けることを要請する。

19. MONUSCO が、東部 DRC におけるその軍事、警察および文民部門の駐留を強化しそして国際連合地区調整制度およびモデル・オフィス概念の運用開始並びに更なる国際連合地区調整官の任命および更なる UN 合同事務所の設立を含む、紛争の影響を受けていない地区とりわけキンサシャと西部 DRC におけるその駐留を、その職務権限の履行のために最大限可能な範囲まで、削減するものとすることを決定する。

20. 国際社会および援助国に対し、第 15 項(d)において言及された DDR と DDRRR 活動また第 15 項(e)において言及された ISSS 活動において MONUSCO と UNCT を支援することを促しそして DRC 政府と近隣諸国に対し、同過程において引き続き関与することを求める。

21. DRC 政府に対し、シルベストル・ムダクムラを含む、同国において戦争犯罪および人道に対する罪に責任を有する者を逮捕しそして責任を問うことを要請し、そしてこの目的のために、ICC との協力を通したものを含む、地域的協力の重要性を強調する。

22. DRC 政府に対し、子どもと武力紛争担当事務総長特別代表および紛争における性的暴力に関する事務総長特別代表とのその協力を頼りにし続けること、そして FARDC による子どもの勧誘と使用並

びに性的暴力を防止しまた終わらせる行動計画を、適切な場合には MONUSCO の支援を得て、強力に実施することを続けることを奨励する。

23. MONUSCO に対し、適切な場合およびその能力と職務権限の範囲内で、ICGLR 構成員と調整して、第 12 項(c)に一致して、地域的な信頼醸成制度としての拡大合同国境検証機構 (EJVM) の活動に参加することを奨励する。

24. MONUSCO に対し、LRA による攻撃を考慮して、強化された情報共有のために同地域における他の国連活動と戦略を調整することを求め、そして第 12 項(a)に一致して、LRA に対する地域的活動を促進するため国連および AU により取られた各々の活動に対する支援をくり返し表明する。

25. MONUSCO に対し、包括的な一般広報計画を通して、その職務権限と活動についての意識と理解を向上させるためにまた第 12、13、14、15 および 16 項に一致して、文民に対して行われた国際人道法違反および人権侵害についての信頼に足る情報を集めるために一般住民との交流を高めることを奨励する。

26. 事務総長に対し、MONUSCO が性的搾取および虐待に関する国際連合ゼロ・トレランス政策を完全に遵守することを確保するために必要な措置を講じることおよびそのようなことが生じた場合には安保理に知らせ続けることを要請する。

27. 全ての当事者が MONUSCO の作戦と十分に協力しそして DRC の領域全体で、その職務権限と人道的援助の提供、とりわけ国内避難民に対するものを実施することにおいて、国際法の関連する規定に一致して、国際連合および関連要員に対する、完全、安全、速やかなそして妨害のないアクセスを許すことを求める。

28. 全ての加盟国に対し、国連人道機関および他の国際機構が十分に資金を供給されまた国内避難民、性的暴力の生存者並びに他の脆弱な共同体の保護と援助の必要性に対処することができることを確保するのを助けるため DRC に対する国連の人的呼びかけに鷹揚に貢献することを求める。

29. 介入部隊の派遣部隊を含む、全ての MONUSCO 派遣部隊が、その各々の任務を実行することが

できるように適切に準備されまた効果的に装備されることが重要であることに留意する。

30. MONUSCO に対し、東部 DRC における作戦状況について AU、ICGLR および SADC に通知し続けることを要請する。

31. MONUSCO に対する部隊および警察提供諸国並びに援助供与国の貢献を賞賛し、加盟国に対し、同ミッションの為に要求されている残りの軍事的支援、とりわけ空軍資産を誓約しそして提供することを求めまた部隊および警察提供諸国との密接な協議の重要性を想起する。

32. 決議 1533 (2004) により設立された国連専門家集団に対する安保理の十分な支援を表明しそして全ての国家、とりわけ同地域におけるもの、MONUSCO および専門家集団との間の高められた協力を求め、全ての当事者および国家が自国内またはその支配下にある個人並びに団体による専門家集団との協力を確保することを更に奨励しそして全ての当事者と国家がその構成員およびその支援職員の安全、並びに妨害のないまた、とりわけ専門家集団がその任務の遂行に関連するとみならず個人、文書および場所への速やかな接近を確保するという安保理の要求をくり返し表明する。

33. 事務総長に対し、第 31 項に一致して、MONUSCO の職務権限にそったその目的の一貫したまた調整された提供を確保するため、通常部隊および介入部隊から成る MONUSCO の軍事部門の任務に反映する任務の概念、活動の概念、交戦規則および全ての他の関連する国連計画立案文書を再検討し更新することを要請する。

34. 事務総長に対し、3 か月毎に、安保理に報告することを要請する。

(a) 第 4 項および 5 項において言及された達成条件および適切なフォローアップ措置を基礎としたものを含む、PSC 枠組の下での約束の履行についてまたそこに含まれている約束の違反について、大湖地域担当事務総長特使と DRC 担当事務総長特別代表と調整して、

(b) 以下のことについて、DRC 担当事務総長特別代表と調整して、

(i) 性的暴力および女性と子どもに関する紛争の影響を含む、また第 11 項に定められた目的に照らしたものとおよびコンゴ政府と MONUSCO 間の現行の戦略的協力関係により許された合同評価過程を基礎としたものを含む、現場の状況。

(ii) 国内治安部門改革行程表の制定および実施並びにコンゴの「迅速対応部隊」の創設を含む、PSC

枠組の下でのそして DDR と DDRRR 全体にかかわる計画の設計と実施についてのその公約の実施において DRC により為された進展。

(iii) 生じ得る国際人権法および国際人道法の違反並びに文民の被害を和らげるためにとられた取組に関する、介入部隊および全ての他の MONUSCO 部隊の展開、用意および活動に関するものを含む、MONUSCO によるその職務権限の実施。

(iv) 第 12 項と 13 項に定められた任務を実施するための、第 14 項と 15 項に定められた任務に貢献するためのおよび 3 か月以内に提示されその後は定期的に更新されるべき第 17 項に言及された労働部門のマトリックスを基礎としたものおよび東部 DRC における MONUSCO の現地関与の強化に関するものを含む、第 18 項に定められた MONUSCO から国連国別現地チームへの活動を移管するための MONUSCO の再編成。

(v) 任務の概念、活動の概念、交戦規則および全ての他の関連する国連計画立案文書の再検討とその後の更新。

(vi) 介入部隊の行い得る作戦の結果としての国連要員と施設の安全に対する危険とその潜在的な重要性並びにその安全を強化しまた危険を和らげるために取られた措置。

35. この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。

添付文書 A

コンゴ民主共和国および同地域のための平和、安全および協力枠組の 下での同地域諸国の誓約

- ・ 隣国の国内問題に干渉しない。
- ・ 武装集団に対しあらゆる種類の援助若しくは支援を寛大に取り扱いもしなければ援助もしない。
- ・ 隣国の主権および領土保全を尊重すること。
- ・ 天然資源の開発に対する特別な考慮をもって、経済的統合を深めることを含む地域的協力を強化すること。
- ・ とりわけ経済問題に関する隣国の合法的懸念と利益を尊重すること。
- ・ 戦争犯罪、人道に対する罪、ジェノサイド行為若しくは侵略の罪に問われた者または国際連合制裁体制の下にある者をおくまいもしなければあらゆる種類の援助も提供しないこと。および
- ・ 同地域内の司法協力を通じた司法行政を促進すること。

添付文書 B

コンゴ民主共和国および同地域のための平和、安全および協力枠組の下でのコンゴ民主共和国政府の誓約

- ・とりわけ軍および警察に関する、治安部門改革を継続しまた深めること。
- ・武装集団が隣国の安定を損なっていることを防ぐことを含む、とりわけ東部コンゴ民主共和国における国家権力を強化すること。
- ・地方分権に関する進展を行うこと。
- ・社会資本の拡大と基本的な社会的役務の提供に関するものを含む、経済開発を進めること。
- ・財政改革を含む、政府諸機関の構造改革を進めること。および
- ・和解、寛容および民主化の協議事項を進めること。